

2022年5月20日

各 位

会 社 名 SOMPOホールディングス株式会社  
代表者名 グループCEO 取締役 代表執行役会長 櫻田 謙悟  
(コード：8630、東証プライム市場)  
問合せ先 広報部 課長 中村 周  
TEL 03-3349-3723

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の第12回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 保険業法の一部改正により、子会社の経営管理およびこれに附帯する業務に限定されていた保険持株会社の業務範囲が見直されました。本保険業法改正を踏まえ、当社の事業目的に関する規定の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月27日(予定)

以上

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更定款案
第1章 総則	第1章 総則
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理</p> <p>（2）その他前号の業務に附帯する業務</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理</p> <p>（2）その他前号の業務に附帯する業務</p> <p>（3）<u>前2号に掲げる業務のほか、保険業法の規定により保険持株会社が営むことのできる業務</u></p>
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することができる。<u>この場合において、当社は、当該情報を株主に対して提供したものと</u>して取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;"><u>（株主総会資料の電子提供）</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面への記載を省略することができる。</u></p>
附則	附則
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を開催日とする株主総会については、変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に自動的にこれを削除する。</u></p>

以上